

第 1 8 回 宇都宮市景観審議会 議事録

平成 3 1 年 3 月 1 9 日 (火)
午前 1 0 : 0 0 ~
上下水道局 5 階大会議室

出席委員

- 1 号委員 (学識経験者)
山島哲夫委員, 小花伸子委員, 中野公吾委員
- 2 号委員 (関係団体代表)
神原敦子委員, 木内久生委員, 菊池清孝委員
- 3 号委員 (関係行政機関)
上原重賢委員(代理), 中島堯男委員, 塚野重徳委員(代理)

(計 9 名)

欠席委員

- 1 号委員 (学識経験者)
古賀誉章委員, 花田千絵委員, 前橋明朗委員, 安森亮雄委員
- 2 号委員 (関係団体代表)
末長修一委員, 檜原貞亮委員
- 4 号委員 (市民公募)
土橋優平委員, 北上翔委員

(計 8 名)

出席幹事

塚田浩幹事, 高橋功幹事, 高橋裕司幹事

(3 名)

臨時幹事

なし (関係課長なし)

事務局

- 【司会】 石川弘書記
【書記】 神山浩幸書記, 田中雄志書記, 垣生聡書記
【傍聴人受付】 伊澤美江子書記
【写真・録音】 村田洋介書記

(7 名)

10:00

石川書記 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

(撮影許可)

石川書記 記者の方から、写真等の撮影の要望がありますが、山島会長
よろしいでしょうか。

山島会長 異議ございません。
写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願い
いたします。

(資料確認)

石川書記 続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。
す。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第18回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 説明資料

宇都宮市景観計画に関する意見への対応について

- ・ 別紙1
「都市計画審議会における主な意見をその対応等」
- ・ 別紙2-1
「宇都宮市景観計画（改定素案）【概要】」
- ・ 別紙2-2
「宇都宮市景観計画（改定素案）【本編】」
- ・ 参考1
「景観審議会における主な意見と計画書への反映内容」
- ・ 参考2
「都市計画審議会答申書」

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。

続きまして、今回委員の改選がありましたので御紹介いたし
ます。

3号委員として、栃木県警察本部交通部交通規制課から出席
されていた、阿部英之委員がこのたび人事異動により退任され、
塚野重徳委員が着任されました。本日は、代理出席となってお

りますが、御紹介だけさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

< 1. 開会 >

石川書記

それでは、ただ今から「第18回 宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、山島会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

< 2. 挨拶 >

山島会長

会長の山島です。お手元にありますように、景観計画につきまして、これまでの委員の皆様御意見をふまえて、非常に分かりやすい計画にまとまりました。本日は、最後にこれをもう一度チェックしていただいて、都市計画審議会やパブリックコメントもごさいますが、それも踏まえまして、最終的な案として審議会を決めていきたいと思ひます。

石川書記

ありがとうございました。

引き続き、ここからの進行は、山島会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいいたします。

山島会長

それでは、次第に従いまして、進めてまいります。

< 定足数報告 >

山島会長

はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

神山書記

本日の会議でございすが、現在出席委員は9名でございす。

これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございす『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たししておりますので、会議の成立をご報告いたします。

< 会議の公開 >

山島会長

続きまして、本会議の「公開」についてですが、本日の議案につきましては、個人情報等を含む案件ではございせんので、「公開」としてよろしいでしょうか。

全委員	異議なし
山島会長	それでは、そのように進めてまいります。
<傍聴者有無>	
山島会長	続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をいたします。
神山書記	本日の会議については、傍聴定員10名のところ、現在、傍聴者は記者1名となっていることを御報告いたします。
山島会長	審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行にご協力ください。
<議事録 署名委員指名>	
山島会長	それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、神原敦子委員と菊池清孝委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。
<3. 議事>	
山島会長	それでは、議事に入ります。 本日の議事といたしまして、議案は1件となります。 「宇都宮市景観計画の改定について」は、平成30年11月28日付、宮都第434号にて市長から諮問があり、平成30年11月28日の第16回景観審議会、平成31年1月16日の第17回景観審議会に付議され継続審議となっております。 なお、今回はパブリックコメントや、2月28日に開催された都市計画審議会における意見聴取を経た、改定案について御審議をいただきます。 それでは事務局より説明をお願いします。
高橋幹事 (課長)	それでは、「宇都宮市景観計画の改定について」、御説明させていただきます。 資料の御説明に入る前に、参考1に、前回、1月16日に開催させていただきました景観審議会におきます御意見と、計画書への反映内容について御説明いたしますので、まず参考1を

御覧ください。

御意見は2件あり、まず一つ目ですが、「計画書14ページの5)宇都宮らしい街路樹において、大イチョウは掲載されているが、同じシンボルロードのイチョウ並木も市の特徴として素晴らしいものである。並木も表現できると良い。」につきましては、右側の計画書への反映内容であります。イチョウの並木として、下記の下線にありますように、市内の並木の記載を追加いたしました。また本市の景観資源として、県木のトチノキや市木のイチョウについての記載を合わせて見直しております。

次に二つ目ですが、「色彩の基準のうち、「アクセントカラーの5%と1/20などの表記の統一」と「強調色とアクセントカラーは同じ意味であり、正しく変更した方が良い。」の2点について、確認・検討すること。」というご意見でしたが、まず、表記が混在していた色彩の割合につきましては、1/20(5%)などの記載に統一したほか、アクセントカラーと同じ意味でした強調色を、準基調色に変更することにいたしました。なお、基調色及びアクセントカラーにつきましては、名称の変更はしていません。

また、表の下、破線の枠内に基調色などの色彩の定義についてまとめておりますので、御覧ください。

まず基調色ですが、建築物の外壁や屋根の基本となる色彩で、景観形成重点地区ごとに、使用できる色彩の範囲を定めておりますが、その色彩により、良好な街並み景観を形成するものがあります。

次に、現在の強調色から名称を変更いたします準基調色につきましては、基調色に準ずる色彩で、同様に地区ごとに定める範囲内の色彩を、外壁の1/4、25%以下の割合で使用することを可能としております。

次にアクセントカラーにつきましては、外壁のアクセントとして、視覚的な変化などのため、効果的に使用することを想定しており、1/20、5%の範囲内で、景観に配慮し使用することが可能としております。

前回の景観審議会における意見と、計画書への反映内容については以上でございます。

なお、この後ご説明いたします、1月に実施いたしましたパブリックコメントにおきましては、これらの御意見を反映し、実施しております。

それでは、「宇都宮市景観計画に関する意見への対応について」、説明資料に基づきまして御説明いたします。右上に説明資料とある資料を御覧ください。

まず、趣旨ですが、景観計画の改定に係るパブリックコメント及び都市計画審議会への意見聴取を実施したことから、その意見への対応等についてお諮りするものでございます。

まず、「1 宇都宮市景観計画（改定素案）に関するパブリックコメントについて」であります。先ほどご説明いたしましたとおり、前回の景観審議会の際にいただいたご意見を踏まえて修正し、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についてご説明いたします。

まず「(1) 意見の募集期間」につきましては、平成31年1月23日から2月14日まで実施し、「(2) 意見の応募者数及び意見数」については、応募者数1名、件数については2件でございました。

次に、「(3) 意見の処理状況」についてであります。2件すべてが区分Eの「その他、要望・意見等」でございました。

意見の内容についてご説明いたします。

まず、No.1「JR宇都宮駅東口、東西自由通路の安全対策について、故障等の発生時にエスカレーター、エレベーターが使用不能となるため、階段の増設が必要」との意見につきまして、市の考え方としましては、「JR宇都宮駅東口東西自由通路につきましては、駅東口の各施設への円滑な移動が可能となるよう、バス等の各レーンに、階段と合わせてエレベーターなどを設置することにより、各種交通機関への乗り換えがスムーズにできるよう整備しており、新たに階段を増設する計画はありませんが、今後予定している宇都宮駅東口地区整備に当たっては、東西自由通路から直接つながる交流広場の整備に伴う階段の設置につきまして対応してまいります。」といたしました。

次に、No.2「南大通り1・2丁目は田川の洪水想定区域にあり、東部への避難に当たっては現在横断箇所が北側（ペデストリアンデッキ）のみのため、南側にも必要」との意見につき

ましてですが、ご意見の箇所としましては、JR宇都宮線と田川に挟まれた、石井街道沿線であり、築瀬小学校の周辺でございます。石井街道の築瀬アンダーなどにより、宇都宮駅の東側へ通行いただいているところでございます。これに対する市の考え方としましては、「当該区域から東部へは、築瀬アンダーの側道など、横断可能な既存の道路で避難いただくこととなっております。」といたしました。

以上が、景観計画（改定素案）へのパブリックコメントにおける意見と、意見に対する市の考え方になります。

なお、パブリックコメントにより、別紙2-2に添付しました景観計画（改定案）への修正はしておりません。

裏面をご覧ください。

次に、「2「宇都宮市景観計画」（改定案）に関する宇都宮市都市計画審議会への意見聴取について」であります。まず、「（1）都市計画審議会における意見聴取の必要性」についてご説明いたします。

景観法に基づく法定計画であり、景観法第8条に基づく「景観計画」で定める良好な景観の形成に関する内容は、土地利用等に関する制限など、都市計画と密接に関係いたしますことから、景観法第9条において、景観計画を策定、または変更するときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。

下の図にありますとおり、これまで、パブリックコメントを経て、取りまとめてまいりました計画案について、2重線の枠ですが、先日、2月28日に都市計画審議会にてご意見をいただいたところであり、本日の景観審議会にお諮りするものであります。

次に、「（2）都市計画審議会における主な意見等と、その対応」についてご説明いたします。

都市計画審議会でいただいたご意見に対しまして、別紙1のとおり、対応を取りまとめたところであります。

それでは、右上に別紙1とある資料をご覧ください。

No.1からNo.9まで順にご説明いたします。

まず、No.1から4は「計画に盛り込むもの」でございます。まず、No.1「計画書16ページの「ウ 宇都宮城址公園

とその周辺」において、「奥州街道（現在の大通り）」とあるが、全てが現在の大通りではないため、表記を正しくしてほしい。」との意見につきまして、その対応としましては、「奥州街道（現在の大通りの一部）」と下線のとおり修正することといたしました。

次に、N o . 2 「L R T 沿線における景観形成において、清原工業団地は素晴らしい景観を有する地域であるため、計画書30ページの「5）都市の魅力・象徴の創造に資する、L R T 沿線の魅力的な景観形成」に『工業団地』の表記も加えてほしい。」との意見につきまして、その対応としましては、「L R T は、都心、田園、河川、工業団地、住宅地など、多様な土地利用の変化の中を走行します。」と下線のとおり修正することといたしました。

次に、N o . 3 「大谷石建築物の保全・活用において、「石蔵」「大谷石蔵」が混在している。統一を検討してほしい。」との意見につきまして、その対応としましては、「地域別の景観形成方針」において、各地域のゾーン別方針に「石蔵」と「大谷石蔵」の表記が混在しておりましたため、「大谷石建築物」に統一することといたしました。

次に、N o . 4 「八幡山公園は、二荒の杜と合わせて、市民の心のふるさとである。写真や文言の記載をお願いしたい。」との意見につきまして、その対応としましては、「地域別の景観形成方針」のうち、中央地域の景観類型図に「八幡山公園」の写真を追加することといたしました。なお、中央地域の「ゾーン別方針」には、すでに「八幡山などの丘陵の緑景観の保全」として盛り込み済みでございます。

裏面をご覧ください。

N o . 5 から7は「計画に盛り込み済みと考えるもの」でございますが、まずN o . 5 「大谷石建築物の保全・活用について、建築物のほかに塀や擁壁も景観的に重要であるため、保全を合わせて検討してほしい。」との意見に対する考え方としましては、「石蔵のほか石塀などを始め、大谷石による風景は本市ならではの景観特性として盛り込み済みであるほか、大谷石建築物等の保全・活用の推進による魅力的な景観形成について、すでに位置付けている。」としたところであります。

次にN o . 6 「景観を形成する重要な大谷石の建物である松が峰教会の周辺には、東武鉄道の大谷石擁壁も広範囲に存在して

いる。是非、景観形成重点地区の指定等、大谷石の景観の形成に向けた手立てを検討してほしい。」との意見につきましては、「カトリック松が峰教会周辺については、大谷石擁壁も主な景観資源とし、大谷石建築物を活かした魅力的な景観を目指す地域として、すでに景観形成重点地区の候補に位置付けている。なお、関連事業との整合を図りながら、本市ならではの魅力的な景観形成を推進する。」としたところであります。

次にN o . 7「L R Tが鬼怒川を渡る風景は宇都宮のもう一つの顔となるため、走る姿のP Rなど、まちづくりの中でL R Tを活かすと良い。」との意見につきましては、「L R Tが走行する風景、L R Tから眺める風景は、本市を印象付ける代表的な景観となることから、魅力的なL R Tの沿線景観の創出について、すでに位置付けている。」としたところであります。

次にN o . 8及びN o . 9は、「施策の推進に当たり参考とするもの」でございます。

まずN o . 8「大谷石塀については、景観的に重要である一方、市で撤去費の助成をしている。その整合を含め、市内でよく議論してほしい。」との意見につきましては、石蔵などの大谷石建築物の保全・活用に取り組む中で、今後、大谷石塀について保全を図るなど検討し、本市ならではの魅力的な景観形成を推進してまいります。

次にN o . 9「太陽光発電施設は、高さによって発電能力に差が出るため、景観への配慮に当たっては、技術的な部分も含めて検討した方が良い。」との意見につきましては、太陽光発電施設については、周辺地域に対する景観面での影響が懸念されますことから、今後、ご意見を踏まえ、景観への配慮について検討してまいります。

以上が、「景観計画（改定案）」への都市計画審議会における意見と、その対応になります。

なお、N o . 1から4のご意見につきましては、別紙2-2に添付しました「景観計画（改定案）」へ反映済みでございます。

最後に、今後につきましては、本日の景観審議会からの答申を踏まえ、3月末に計画を策定・公表してまいりたいと考えてございます。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山島会長

事務局からの説明が終わりました。御意見・御質問等ありましたらお願いします。

ひとつ気付いたことがあります。「奥州街道（現在の大通りの一部）」と修正されましたが、これだとまだ少し不正確ではないか。二荒山神社や宇都宮城址が中心であることを考えると、この大通りの一部は関係が薄いのではないかと思います。奥州街道は、上河原通りから南に少し下がり、そこから西に向かい、大通りに向かって北上します。実際は宇都宮城址との関係では大通りでない方が多いです。この表現だと大通りの一部が関係しているとなりますので、現在の大通りの一部と通りの名称は忘れましたが、書くならば、奥州街道と言わないで、その間に旧奥州街道で〇〇通りと書いた方が正確ではないかと思います。

高橋幹事

ただ今の御意見を反映して、より分かりやすく追記させていただきます。

山島会長

小花委員，色彩の件はこれでよろしいですね。

小花委員

はい。

山島会長

これは，各地区の計画中，色彩の説明の下に，基調色や準基調色等が，それぞれ入っているという整理ですよ。

神原委員

前回も並木の件が出ていましたが，今朝の新聞に県庁前の並木が伐採されると出ていました。ここにもそういったことが書かれています。並木は樹木であり生き物なので，いずれ老木になって新しく更新していかなければならない時期がくると思いますが，今回の道路の拡幅等で一斉に伐採されなければならない事情があったりすると，常に並木が壊されることがないように，日々並木の美しさがずっと保っていける，更新していけるような，そのようなことがここに盛り込まれると良いと思いました。身近な所で，県の運動公園の桜並木が昨年伐採され，非常に残念だと思っていたのですが，歩道が広がり，今までは道幅が狭かったので，桜の根がぼこぼこして，人がやっと歩ける，ジョギングできるかどうかという幅でしたが，伐採したことによって広がり，元気な人が走っている横で，おそらく肺の疾患がある方がボンベを引きながら歩いているという光

景があり、凄く良いと思いました。いろいろな障がいや病気がある方も、同じ桜並木を通れるということで、歩道が広がったことに関しては、伐採は残念でしたが、その都度並木が綺麗に保たれながら長く継続されると良いなと思いました。

中島委員

直接、今回の景観計画には結びつきませんが、今お話がありました県庁前のトチノキの並木ですが、もともと沿道にありました栃木会館が取り壊され、どう利用するかという今後の課題がありますが、現在広い更地になっておりますほか、それと反対側の総合文化センターが今耐震工事をしております。更地になった広場や、県庁前のいわゆるシンボルロードは都市計画決定されていますので、それに合わせて今回110mほど、交差点から南に向かって、東側を拡幅する計画に基づき、事業に入っております。当然、道路の東側を拡幅いたしますので、残念ながら今あるトチノキは8本あるいは9本になると思いますが、幹周が非常に広く、太いもので直径1mぐらいありますので、移植という事も考えましたが、費用と技術的な問題があり、太いものは伐採することと致しました。

その中でも、幹周が細いものが2本あり、それについては総合運動公園に移植する方向で今取りかかっているところでございます。予定では、来週いっぱいぐらいには8本あるいは9本の伐採と移植が終わるという事で考えております。その後、引き続き歩道に埋設されている占有物の管の移設などを行い、その後に歩道の拡幅工事を行うことを考えております。先程申しましたように、総合文化センターの耐震工事が来年度いっぱい予定しておりますので、それに合わせて歩道も来年度いっぴいで完了させたいと考えております。なお、歩道が広がった後、また新たにトチノキを植える予定ではあります。景観計画に直接関係はありませんが、お話が出ましたので説明させていただきました。

桜の話も出ましたが、119号の日光街道の桜並木は非常にきれいで、時期になると運転しながらもきれいな桜の景色を見られるようになっております。これも、桜を植えてから相当な年月が経っていることもあり、老木も相当数ございます。定期的に樹木医が診断士、元気がない木は伐採しているというのが現実です。なぜかと言いますと、桜の枝が車道側に覆いかぶさってきているような状況で、老木になりますと風が吹かなくても枝が落ちて、通行する車に影響を及ぼすという事も多々あり

ました。今お話ししましたように、古い樹木については伐採している状況でございます。道路の管理をする面をやむなしという事もありまして、そのような対応をさせていただいているところです。

山島会長 トチノキの並木は14ページに載っています。これは県庁前ですね。これが変わるわけですね。

中島委員 この写真だと、奥が県庁なので、右側の方に道路が拡幅になりますので、右側のトチノキが無くなります。県庁前から市役所の方を見ていただければ、変わらないのですが。

山島会長 県庁の正面ではなく脇の方に立派な木がありましたが、随分前に全部伐ってしまいました。今度はまた植えるという事です。

中島委員 今の、新しい県庁舎を造る時にですね。

山島会長 あれは植えてないですね。木を伐ってしまうというのはなかなか大変ですが、県も一生懸命対応しているみたいで、景観計画上はやむを得ないという事です。

木内委員 おおまかに3点ほど。私は栃木県屋外広告美術協同組合から出ておりますが、屋外広告物という観点から言うと、毎年11月にタウンミーティングという事で宇都宮市を始め、栃木県や県内の他市町と共催で、宇都宮市のまちを歩いて、街並み景観や屋外広告物について話し合う場を持っています。その中で今回特に宇都宮駅西口周辺の現状の看板の乱立や色彩、老朽化して危険な屋外広告物が非常に目につきました。

2点目は、駅東の変わりゆく未来という事で、宇都宮駅東口とLRTによる景観形成において、我々の業界がどのように貢献できるかということです。景観という事で言うと、屋外広告物というのはどうしてもやり玉に挙げられ、無ければ無いに越したことはないというのが大半のご意見だと思いますが、屋外広告物があることによって誘導・案内や、景観を邪魔しない取組みということを考えていかなければならないと考えております。

3点目は、啓発・啓蒙というのは現状でもやっていますが、これからの若い人たちに、宇都宮の素晴らしい景観を身近に感

じてもらえるよう、せっかくこうした形でいろいろ作っているので、より身近にできれば良いと感じました。

山島会長

屋外広告物は邪魔にされるという事ですが、逆にL R Tが工業団地を通る時、その屋外広告物が景観を作ると考えていただければと思います。それからL R Tの方でいろいろ議論があると思いますが、例えばトランジットセンターに大きな花壇を作って分かりやすいきれいな広告を入れるとか、宇都宮の屋外広告物が景観を作っていると言われるようになればと思います。

木内委員

そうですね、我々もそういう話をしてまいります。

山島会長

良い景観を作って、市の景観賞に素晴らしいものが出るようになると思います。そういう方向で、邪魔というのではなく景観を作ると言えると良いですね。

木内委員

景観づくりの一翼を担えるようなものになれば良いと。

山島会長

そういうものを示すと、もともと宇都宮の駅前には広告物が酷いと言われていて、逆にL R Tができると宇都宮の屋外広告物は素晴らしいとなるように是非よろしくお願いします。

菊池委員

まず、最初に今回の反映内容として並木に関していろいろとありがとうございます。景観に関して、私は緑の観点から言わせていただきますと、並木ですとか、ある意味では視点を変わると緑というのは必要なものであるという考え方と、一方では安全性の面で見ると樹木があるために犯罪が起きるといった面もあると思います。そこをうまく緑というものを使った中で、住みやすい空間を創り出すということが、景観に通じることではないかと思います。先程看板の表示の話も出ましたが、全て生活することにおいて心地よい空間を演出することが景観という表現だと捉えてお話をさせていただきますと、緑も目に優しく必要なものであるということであれば、下草を刈ったり枝打ちをしたりすることで通りが良く見えれば安全性も良いと変わっていくわけです。そういう意味で、いろいろな部分で緑を上手く使って表現をしていただいたことは、本当にありがたいと思いますし、県庁前のトチノキにつきましては、移植という形で緑を大事にしているという行政側の考え方も聞かせて

いただきましたし、今回いろいろな意味で緑を反映していただいたということのお礼を申し上げて、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

山島会長

来年から、景観はもっと緑を中心に議論がされるようになります。緑と景観が同じ所属になりますので、より緑を重視した景観になっていくと思います。

上原委員(代理)

道路を扱っている立場としましては、緑は重要だと思っておりますが、国道4号にあったトチノキを、一部は移設しましたが、だいぶ前に伐ってしまい、その後にトチノキは復旧せず、別の所に持って行ってしまいました。4号沿いも昔はたくさんありましたが、管理する上でトチノキというのは、根が張ってどうしてもでこぼこになるということと、栃の実が落ちたりして管理上かなり大変です。お金がないというのが実情で、緑を増やしていくとどうしても維持管理費が増えていきます。例えば、中央分離帯の中でもなかなか緑化が成功しておらず、歩道も少なく低木にしているというのが実情であって、本当は高木で増やしていきたいのですが、予算的なものもあり、国としてはそういう施策にいけないというのが実情です。

山島会長

トチノキを街路樹に使っているのはあまりないですよ。葉が大きいし、滑るし、栃の実が落ちてくるし。別に栃木県だからといってトチノキを植える必要はないのではないかと。今のシンボルロードは素晴らしいですが、あとは皆伐採してしまっています。あまり大きくならない木でも、常緑のものがあればその方が良いと思います。イチヨウが一番多くいろいろな所で使われます。トチノキにこだわると、なかなか大変だと思います。10年以上前に、まちづくり提案でそのような提案をしたんですが、あまりうけなかったですね。今度から緑と景観が一緒になりますから、そういう点も上手くいくのではないかと思います。

塚野委員(代理)

交通規制課の方で所管しているもので交通安全施設というものがああります。信号機や標識表示がそういったものに該当しますが、基本的に必要があってそこに信号機や標識があるということでそれぞれ設置はしていますが、やはり景観計画の策定に当たり、いろいろお話を聞いている中で、交通安全施設と言え

ども、見る人や設置の仕方によっては非常に景観を阻害する要因にもなりかねないと考えました。ただ、交通管理上どうしても必要があつて設置している部分もありますので、何ができるかと言え、例えば標識の板は法定で定められていますので、柱の色を景観を重視した対応ができないかとか、そもそも標識が3枚も4枚もついているところもあるので、そういったところは地元の合意形成を経て規制の整理をし、なるべく分かりやすい、少ない表示板で対応できるようにするというのも一つの手なのかなということ、やはりお金が絡むものでありますので、標識の柱1本色を変えると価格がだいぶ変わってくるものでありますから、景観形成重点地区等、対応できる部分については検討してまいりたいと考えております。

小花委員

先程、緑が増える話が出ましたが、東京の友人が宇都宮に来ると「田舎の街の方が緑が少ない」と昔よく言っていたのを思い出したので、嬉しい限りです。景観計画の改定案がようやく本編と基準編に分かれて、分かりやすく具体的になって良かったです。ようやくここまで来たなと思っております。ただ、これで終わりではなくてここからが本番で、今後も駅東やLRTなどで、景観形成重点地区が指定されていくと思います。これからLRTも駅東口だけでなく駅西口、また環状線とかでBRTでどんどん繋いでいくというような話も出ているようなので、まだまだやっていく事はたくさんあるのではないかと思います。宇都宮はここ何年も住みやすい街、子育てしやすい街に選ばれていて、全国でも注目を浴びていると思いますが、LRTももともとレールの無い所に作るのは初めてのまちということでやはり注目を浴びていて、全国からの視察団が年間220ぐらい来ているという話を聞きました。これはもう宇都宮を売り出すチャンスですので、先程会長もおっしゃっていましたが、景観が美しい街という事でも、ぜひ視察団が来るように、ワースト1を払拭してベストに入れるようにこれから皆で頑張っていけたら良いなと思っております。

山島会長

今視察が来ていますけど、3年後からはものすごい数が来ますね。それが皆LRTに乗って、そこで素晴らしい屋外広告物を見る。そこで変なものを見るか、素晴らしいものを見るかで、屋外広告物の業界がどれだけ全国に売り出すかという、非常に

大切な時期ですね。たぶん、市役所の相当な人数が視察対応をしなければいけなくなるくらい来ると思います。本当に売り出す良いチャンスですね。

中野委員

景観計画に関わらせていただいたという事で少しお話します。何かを作る時というのは、できることを考えて、方針を決めてやっていくという事だと思いますし、まちづくりも当然そうなるのだと思います。一方で、もうできてしまったもの、例えば大谷石の建物や自然発生的にできているものが特徴になっているという現実もあると思います。先程の広告物にしても、歌舞伎町や秋葉原のように、それがあつた種の価値になっているという事もあつたりして、その自然にできてくる価値というものをどうやって計画の中に取り込めるかというのは、なんとなく毎回感じていたことです。例えばアイドルにしても、一人のアイドルがものすごく売れてシンボルになっていくというような時代、それは建築にしても一つのスタイルをみんなで目指すような時代から、多様化して自由な中に生まれてくるゆとりというか、許容範囲が大きいというような時代になってきたような気がしております。そのため、都市計画においても、幅というものを計画にも上手く反映していけたら良いのかなというのが、でき上がってきて感じているところです。

山島会長

具体的に、こうやって作れという事ではなくて、この範囲内で自由に、という事になっていますので、屋外広告物も樹木も含めてですが、ある程度の範囲内でいろいろな試みをしていただくということが、全体の景観を良くするのではないかと思います。

他にご意見ございますか。

なければ、2箇所修正をしたい箇所がございます。ひとつは県庁前のトチノキ並木の写真です。それから、奥州街道の所の表現ですが、大通りのほかに該当する通り名を追加していただければ良いかなと思います。これらは簡単な修正ですので、私にお任せいただいて、その修正を行うことを踏まえたうえで原案通り異存なしという事で答申してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

山島会長

本日の議事は以上でございます。

その他、何かございますか。

だいぶ長い間議論して、本当にいろいろ意見が出て、今まで分かりにくかったものが、非常に分かりやすくなって、これを踏まえて宇都宮の景観が更に良くなっていけばと思っております。

では、事務局からお願いします。

塚田幹事

平成30年度最後の景観審議会という事で、一言ごあいさつ申し上げます。

山島会長始め、皆様におかれましては、お忙しいところを1年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。今年度につきましては、今日も議論が白熱しましたように、景観計画の改定という事で10年ぶりの大改定となりまして、内容もかなり改定し、濃い内容のものができたと思います。今後10年間とは言いながらも、先ほど言いましたように、これからの宇都宮市の将来の景観づくりの基本となる方針、基本の施策が具体的に盛り込めたと考えているところでございます。これもひとえに、皆様の御支援・御協力があったものと深く感謝申し上げます。

これで景観は終わったわけではなく、また新たなステージが始まったというところでございまして、先程山島会長からもございましたように、来年度からは、より景観と緑を密接にやっていきたいというようなことで、景観行政と緑化行政が融合しながら、郊外部の緑、都市部の豊かな緑を保全・創出・活用しながら良好な景観を作っていくという事で、新たに景観みどり課という組織で業務を担当することとなったところでございます。今後につきましても、我々といたしましてはこれを始めといたしまして、来年度からLRT、大谷地区、そして緑との融合を重点的に景観づくりとして進んでいきたいと考えておりますので、来年度も引き続きよろしく願いいたします。

なお、来年度と言いましても、5月31日まで任期という事ですので、新年度も引き続き、また皆様で議論が白熱して良い景観づくりが進められるような運営をしてみたいと思いますのでよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

山島会長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして「第18回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。